

第75号議案

神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月条例第57号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第13条，第14条第1項，第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条，第9条及び第12条の規定によるものとする。

第17条を第18条とし，第5章中同条の前に次の1条を加える。

（支給審査委員会の設置）

第17条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため，本市に支給審査委員会を置くことができる。

- 2 支給審査委員会の委員は，医師，弁護士その他市長が必要と認める者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。
- 3 前項に定めるもののほか，支給審査委員会に関し必要な事項は，市長が定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

理 由

災害弔慰金法（昭和48年法律第82号）の改正に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市災害弔慰金の支給等に関する条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(償還等)

第16条 略

2 略

3 償還免除，一時償還，違約金及び償還金の支払猶予については，法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。

3 償還金の支払猶予，償還免除，報告等，一時償還及び違約金については，法第13条，第14条第1項，第16条及び附則第2条第1項並びに令第8条，第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第17条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため，本市に支給審査委員会を置くことができる。

2 支給審査委員会の委員は，医師，弁護士その他市長が必要と認める者のうちから，市長が委嘱し，又は任命する。

3 前項に定めるもののほか，支給審査委員会に關し必要な事項は，市長が定める。

(施行細目の委任)

第17条 略

第18条 略